

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
④	④	④	④	④	④

※該当箇所に ☒ すること。

(ふりがな)

につぼんいしんのかいさんぎいんひれいくだい48しぶ

1 政治団体の名称 日本維新の会参議院比例区第48支部

2 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区江戸川4-16-36

3 代表者の氏名 下村 清

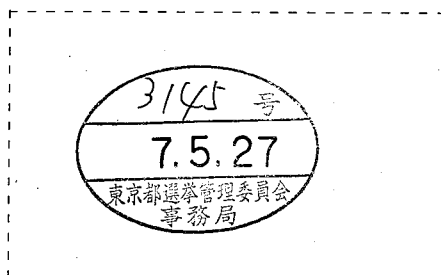
4 会計責任者の氏名 下村 清

5 令和 6 年分

団体コード	1	3	4	0	0	3	8	0	4	P	2	0	2	0
前年繰越額	10,563,773 円													

事務担当者の氏名 園 田 弘 幸

電話番号 03-6550-0805



政治団体の区分

- ☐ 政 党
- ☒ 政 党 の 支 部
- ☐ 政 治 資 金 団 体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
- ☐ そ の 他 の 政 治 団 体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

全国(2都道府県以上)

資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の
届出をした
者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名 下村 清

公職の種類 参議院議員 (現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

004560

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	19,564,731
(前年からの繰越額)	10,563,773
(本年の収入額)	9,000,958
支 出 総 額	3,280,072
翌年への繰越額	16,284,659

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	日本維新の会 本部	2,500,000	R6/1/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
2	日本維新の会 本部	2,500,000	R6/4/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
3	日本維新の会 本部	2,000,000	R6/7/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
4	日本維新の会 本部	2,000,000	R6/10/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	こ の 頁 の 小 計	9,000,000			
	合 計	9,000,000			

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	958	
	合 計	958	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	1,980,000		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	1,447		
(4) 事 務 所 費	410,600		
小 計	2,392,047	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	264,985		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	623,040	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	623,040		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	888,025	0	
合 計	3,280,072		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	1,447				
	合 計	1,447				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所賃料	30,000	R6/2/2	高橋美智子	東京都江戸川区江戸川4-16-36	
2	事務所賃料	30,000	R6/2/29	高橋美智子	東京都江戸川区江戸川4-16-36	
3	事務所賃料	30,000	R6/4/1	高橋美智子	東京都江戸川区江戸川4-16-36	
4	事務所賃料	30,000	R6/4/30	高橋美智子	東京都江戸川区江戸川4-16-36	
5	監査報酬費	33,000	R6/4/30	杉山会計事務所	東京都新宿区筑土八幡町2-11	
6	事務所賃料	30,000	R6/5/31	高橋美智子	東京都江戸川区江戸川4-16-36	
7	事務所賃料	30,000	R6/6/28	高橋美智子	東京都江戸川区江戸川4-16-36	
8	事務所賃料	30,000	R6/7/31	高橋美智子	東京都江戸川区江戸川4-16-36	
9	事務所賃料	30,000	R6/9/2	高橋美智子	東京都江戸川区江戸川4-16-36	
10	事務所賃料	30,000	R6/9/30	高橋美智子	東京都江戸川区江戸川4-16-36	
11	事務所賃料	30,000	R6/11/5	高橋美智子	東京都江戸川区江戸川4-16-36	
12	事務所賃料	30,000	R6/11/29	高橋美智子	東京都江戸川区江戸川4-16-36	
13	事務所賃料	30,000	R6/12/25	高橋美智子	東京都江戸川区江戸川4-16-36	
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	393,000				
	そ の 他 の 支 出	17,600				
	合 計	410,600				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	JR乗車券代	30,610	R6/3/24	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	
2	JR乗車券代	24,320	R6/7/4	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	
3	JR乗車券代	22,100	R6/7/4	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田二丁目4番24号	
4	航空券代	23,500	R6/9/4	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	
5	JR乗車券代	22,950	R6/9/5	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	
6	JR乗車券代	24,320	R6/9/12	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	
7	JR乗車券代	22,100	R6/9/19	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田二丁目4番24号	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	169,900				
	そ の 他 の 支 出	95,085				
	合 計	264,985				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					制作費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	印刷費	612,480	R6/11/29	大槻デザイン株式会社	東京都中央区湊1-8-13-1F	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	612,480				
	そ の 他 の 支 出	10,560				
	合 計	623,040				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預 金 (普 通 預 金 及 び 当 座 預 金 を 除 く 。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 20日

政治団体の名称 日本維新の会参議院比例区第48支部

会計責任者の氏名 下村 清



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和7年5月20日

日本維新の会参議院比例区第48支部

代表 下村 清 殿

登録政治資金監査人 仁 科健治

登録番号 第5479号

研修修了年月日 平成30年10月12日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会参議院比例区第48支部の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) 参議院議員下村清（中条きよし）に係る政治団体・政党支部は複数が設立されており、日常的な諸業務はそれぞれの主たる事務所において処理されているものの会計事務については千代田区永田町2-1-1にある通称「中条きよし事務所」が統括的に集約しており、それぞれの会計帳簿、領収書などの証憑書類等は同事務所が全て日常的に保管・管理している実態をヒアリングにおいて確認した。このため日本維新の会参議院比例区第48支部の政治資金監査は、下記の場所において行うことが最適であると判断した。

政治資金監査を行った場所

東京都千代田区永田町2-1-1

通称「中条きよし事務所」（当該議員を代表者とする中条きよしと共に歩む会の主たる事務所所在地）

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

日本維新の会参議院比例区第48支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上